

令和3年度 社会福祉法人三央会事業計画

◆障害福祉の現況と今後

障害福祉をとりまく状況は変化し続けておりますが、特に昨年2月からの新型コロナウイルスの感染拡大による世界的規模の被害が経済や医療など色々な分野に広がり、各国が試行錯誤の中で対応してきた1年でもありました。ワクチン接種が国内でも医療従事者から始まり2番目に高齢者、3番目に基礎疾患を有する方や高齢者施設等（障害者施設含む）において利用者に直接接する職員の順で接種することになっておりますが、松阪市より現時点で、具体的な連絡・指示は無い状況です。

また令和3年4月の障害福祉サービス等報酬改定及び第6期松阪市障がい福祉計画に向けた動向、改正障害者総合支援法の全面施行など制度・政策面での大きな節目の迎えた年です。

特に、障害者の重度化・高齢化が進み、障害福祉サービスのニーズが多様化する一方で、東日本震災以降多発する災害支援や新型コロナウイルス対策で、国の財政は厳しい状況が増し続けており、財政健全化も遠のき続ける一方です。

そのような状況の中で障害福祉サービス等の持続可能性の確保のために質の高いサービスを効率的・効果的に提供することを福祉事業者は求められています。

また『みえ障がい者共生社会づくりプラン』による共生社会の実現に向けて、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部での議論や第5期障害福祉計画による地域生活支援拠点の整備等、障害者が地域で生活するための取り組みが進められています。

さらに利用者の権利擁護・虐待防止に向けた取り組みやサービスの質の向上が求められる中、福祉業界は深刻な福祉人材不足にも直面しており、早急な対策が求められています。

これらの多様な動きのなかで、障害福祉制度・施策の最新動向と周辺分野の注目すべき動きをキャッチし、社会福祉法人・障害者支援施設としてこれから求められる視点や進むべき方向を的確に捉え地域福祉に貢献していくことを目指していきます。

◆凍生園事業計画

一昨年4月1日より『働き方改革関連法』が施行され、時間外労働の上限を決め罰則が規定され、有給休暇の取得義務化、同一労働同一賃金など多くの企業にとって重要な改正がなされました。

働き方改革による大きな変化が進められる中、社会福祉法人においても適切に法令を遵守することに加えて、より積極的な対応を図り、『働きやすい職場』を作り上げていくことが必要と考えています。

『働きやすい職場』作りが人材確保の為の大きな一手であり、株式会社や有限会社、合同会社など社会福祉法人以外の法人が障害福祉サービスに多く参入してきておりますが、当法人は、社会福祉法人の強み・特にこれまでの身体障害を主とする障害福祉サービスのエキスパートとしての強み等々を生かしつつ利用者の皆様に、より質の高い福祉サービスを展開してゆくこと。その為には今、世の中で言われている就労人口の減少と働き手の確保が困難になってきていることを乗り越えて人材を確保することが必要となっております。

介護職員の確保、特に夜勤・早勤・遅勤を含む変則勤務の出来る女性職員の確保が大きな課題となっており、『働きやすい職場』が、『職員の確保』につながり、ひいてはそれが利用者支援の質の維持・向上につながるものと思致します。

今後も『働き方改革』に前向きに積極的に取り組んで参ります。

1. 基本理念

理事長の掲げる『相互扶助の精神』と『家族の思い・目線での利用者支援』を基本理念とし、その実践的行動規範を以下のとおりとします。

- ①. 私達は利用者一人ひとりの人権人格を尊重し、自立性の拡大を図ります。
- ②. 常に明るく、愛情と熱意をもとに、理解しあえる信頼関係を結びます。
- ③. 充実した安全で豊かな生甲斐のある人生を築くことを目標とします。

2. 基本方針

当法人の障害者支援施設凜生園は、平成25年4月からの、『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（いわゆる改正障害者総合支援法）』を基に運営されております。

障害者施策の現在の重要課題として障害者総合支援法の下、障害者虐待防止法を始めとして障害者権利条約批准と、それに係る法整備が行われるなど、障害者個人に対する人権意識が今後も高くなっていくべきと考えられています。

また、昨年2月より世界的な規模での新型コロナウイルス感染拡大により、国内は基より県内、松阪管内においても感染経路の不明な感染者が出ており、感染防止の対策・体制の徹底を全職員で取り組んでおります。

そこで以下の5点を令和3年度の基本方針と致します。

- ① 新型コロナウイルス感染防止対策等の徹底と行政等の指示・連携により利用者・職員の
 コロナウイルスワクチンの接種を進め、『安心と安全』を図ります。
- ② 障害者個人の尊厳に対し当施設では、更なる職員の資質向上を目指し施設利用者へのサービスの質の向上及び『施設も利用者の地域生活の場』という意識を高め、利用者の地域生活支援の充実に向けた取り組みを行います。
- ③ 職員一人ひとりが、福祉施設職員であることを自覚し、「個人の尊厳の保持」「利用者の皆様の自立支援」「個人が自ら選択する福祉」を基本として中村勇人理事長が掲げる『相互扶助』の精神と家族目線（利用者の家族と思って支援する・考えること）による介護・介助等支援を行います。
- ④ 資質の向上と意識の高揚に努め、役職員一丸となって、施設の運営に取り組めます。
- ⑤ 地域の福祉ニーズも適宜・的確に捉え、平成30年4月に開設した『生活介護事業所

りんてらす』の安定的運営と平成31年度に施設整備を行い、令和2年5月より、三重県下では数少ない身体障害者の方も利用できる『グループホームりんてらす』の運営拡充を図る。

< 重点事項 >

- (1) 人権尊重、『障害者総合支援法』の理念に基づき、利用者一人ひとりのニーズに応じた生活支援を実施するとともにそれぞれの生活リズムを大切にする。
- (2) 施設職員として必要な施設内または施設外のオンライン研修等を行い、役職員の資質の向上を図り福祉人材の育成に努める。又、福祉の原点に立って創意工夫を重ね、チームワークを持って利用者の支援にあたる。
- (3) 環境・体制整備
 - ① 新型コロナウイルス感染防止と万一の感染に備えた体制の整備・強化
 - ② 職員等支援体制の整備強化
 - ③ 利用者日中活動の充実
 - ④ 特定相談支援事業の適正利用者数の為の整備（他の相談支援事業所への移管・紹介）
 - ⑤ 生活介護事業所りんてらすの運営の安定化
 - ⑥ 共同生活援助事業所（グループホーム）りんくすの運営拡充

3. 施設の概要

平成24年1月1日より新体系移行

名 称	障害者支援施設 凜生園
所 在 地	三重県松阪市飯南町粥見 1249-1
設 置 者	社会福祉法人 三央会
経 営	同 上
敷 地	6.487.05 m ²
建 物	鉄筋コンクリート造 2階建

延床面積	2.331.06 m ²
開所年月日	平成16年4月1日
事業内容	
定員等	施設入所支援 40名
	生活介護 40名
	短期入所事業 5名

○地域活動支援センター事業（日中一時支援事業IV型）

：地域生活支援事業の中の一事業で定員9名以下で凜生園内で事業を行なう。

◆相談支援センターりんくる（相談支援事業所）

○平成26年3月1日より『指定特定相談支援事業』を開始

平成30年5月1日より名称・設置場所を変更

名 称	相談支援センター 凜生園（変更前）
	相談支援センターりんくる（変更後）
所 在 地	三重県松阪市飯南町粥見 1249-1（変更前）
	三重県松阪市小片野町 1468-1（変更後）
設 置 者	社会福祉法人 三央会
指定年月日	平成26年3月1日
サービス種類	計画相談支援及び障害児相談支援

4. 利用者支援

- (1) 利用者一人ひとりの施設で作成する個別支援計画と相談事業所の計画相談に従い円滑な支援を行うよう職員に周知徹底を図る。

- (2) 担当者制により利用者の多様なニーズの把握に努める。
- (3) 日中活動の充実に努める。
- (4) 安全の確保を図ると共に、生活の中身を豊かにし、心身機能の維持回復の支援を行う。
- (5) 利用者を主体とした生活援助に重点を置き、利用者が抱かえる課題や要望に沿ったケアプランを作成するとともに、指定特定相談支援事業所として計画相談を行う。
- (6) 行事等は、新型コロナウイルスの感染状況や行政の動向を踏まえ計画を立て実施する。

5. 医務

- (1) 感染症予防対策、特に新型コロナウイルス感染対策の強化・徹底を図る。
- (2) 重度化、高齢化する利用者および身体障害に加え知的障害や精神障害を重複して併せてある障害の利用者に対し、疾病の早期発見に努める。
- (3) 早期の対応、疾病予防等に努める。
- (4) 嘱託医、協力医療機関との連携を密にする。

6. 事務

- (1) 社会福祉法人新会計基準への移行後の適正処理
- (2) 事務の合理化、能率化、特に令和3年4月より WEB—FB（ホームバンキング）による効率化・省力化を図る。
- (3) 職員の福利厚生の充実と職員の定着・人材確保及び労働法改正による同一労働同一賃金等の精査と適正な対応の確認

7. 給食

- (1) 給食委託業者の管理栄養士との連携を密にし、月1回の給食会議を柱とする個々の利用者に対するきめ細やかな対応すること
- (2) 嚥下、咀嚼状況により個々に合わせた調理に努めること
- (3) 快適な食事環境と適温給食に努めること

(4) 嗜好調査による献立の充実を図ること

(5) 管理栄養士による栄養ケアマネジメントの実施

(昨年9月より管理栄養士育休中のため派遣の管理栄養士で補完中)

8. 日中活動

(1) 各種創作活動の充実。(書道、音楽、民謡、生け花、貼り絵、パソコンクラブ等)

(2) 余暇活動(外出レクリエーション等)、地域交流の推進

(3) 機能訓練の充実

9. 利用者日課

起床	6:30		
洗面及び着替え	6:30	～	7:00
朝食	7:30	～	8:30
入浴	10:00	～	11:30
(男性:火・金 女性:月・木)			
機能訓練、余暇活動	10:00	～	11:30
昼食	11:30	～	12:30
入浴	14:00	～	16:00
(男性:火・金 女性:月・木)			
機能訓練、余暇活動(クラブ活動等)	14:00	～	16:00
夕食	17:00	～	18:00
余暇及び就寝準備	18:00	～	22:00
就寝(消灯)	22:00		

10. 勤務形態

区 分	勤務時間	職 種	備 考
日 勤 A	8：30～17：30	事務・医務・支援員	休憩1時間
日 勤 B	7：00～16：00	支援員	休憩1時間
早 勤	6：30～15：30	支援員	休憩1時間
遅 勤	10：00～19：00	支援員	休憩1時間
夜 勤	16：30～ 9：30	支援員	仮眠・休憩2時間
宿 直	21：00～ 6：00	宿直員	数回の巡回・待機

11. 行 事

- (1) 週間行事：利用者とその担当職員との懇談・希望の支援を実施（担当の日）
- (2) 月間行事：誕生会・グループ分けした利用者と主任・副主任・その担当者との会合
- (3) 年間行事予定

2021年	行 事	利用者参加人数
4月	凜生園創立記念行事	全 員
4月	春季レクリエーション外出	外出可能利用者
5月	同上	同上
6月	同上	同上
7月	身障協研究大会（全国大会オンライン参加）	選抜職員
7月	災害時を想定した炊き出し訓練	選抜職員
8月	凜生園花火大会・夏祭り行事	全 員
	（但し、新型コロナ感染状況等の動向による。）	
9月	秋季レクリエーション外出	外出可能利用者
9月	総合訓練（避難・消火・通報）	出勤職員

10月	秋季レクリエーション外出	外出可能利用者
10月	同上	同上
11月	バーベキュー（屋外食事会）	全 員
11月	近障協研究大会（近畿大会：オンライン参加）	選抜職員
12月	クリスマス会	全 員
12月	救命救急研修（AED 操作法・心肺蘇生術訓練）	選抜職員

2022年

1月	新年会 理事長訓示	全 員
2月	節分行事	全 員
2月	寿司行事	
3月	ひなまつり行事	全 員
3月	避難訓練（夜間想定）	全 員

※障害者総合支援法の下で、日中活動を重点的に行っており、外出支援等は、利用者支援に支障のない範囲で行う。また、新型コロナウイルス感染状況と国・県・市町等各自自治体の動向を考慮し、利用者及び職員の安心と安全を図りつつ実施するものであること。

凜生園拠点区分

○障害者支援施設 凜生園（入所 / ショートステイ / 日中一時支援）

りんてらす拠点区分

◇生活介護事業所（通所）りんてらす：平成30年4月1日開設

日中一時支援：平成30年11月1日より

◇特定指定相談支援事業所 りんくる（計画相談支援）

◇共同生活援助事業所（グループホーム）りんくす：令和2年5月1日開設

以 上

令和3年度 生活介護事業所りんてらす事業計画

1. 「生活介護事業所りんてらす」施設概要

名 称	生活介護事業所 りんてらす
所 在 地	三重県松阪市小片野町 1468 番地 1
設 置 者	社会福祉法人 三央会
経 営	同 上
敷 地	1291.85 m ²
建 物	木造平家建
延床面積	499.95 m ²
開所年月日	平成 30 年 4 月 1 日
事業内容	生活介護事業
定 員	20 名

2. 「生活介護事業所りんてらす」支援方針

「生活介護事業所りんてらす」は、社会福祉法人三央会の法人理念に則って以下の6つの方針を基本として、ご利用者様に支援を提供してまいります。

- | | |
|-----------|----------|
| 1、個人の尊重 | 2、選択の自由 |
| 3、信頼関係の構築 | 4、可能性の追求 |
| 5、安心安全の義務 | 6、資質の向上 |

令和3年度の運営計画は、上記の6つの基本方針により運営しつつ、経営の安定のための積極的な利用者増加を図り、株式会社等他業態から障害者福祉へ参入する事業者との競合には社会福祉法人として、障害福祉のエキスパートとしての強みを前面に打ち出していくこと。

特に新型コロナウイルス感染対策の徹底を図り、『安心と安全』を最重要事項として運営を行う。

3. 事業所の特色

当事業所の特色として、機械浴やスヌーズレンがあります。機械浴では、三央会の母体である、障害者支援施設凧生園での経験を生かし、身体に障害のある方にも、安心して入浴をしていただけるよう、支援させていただきます。

スヌーズレンルームでは、ご利用者様に好きな感覚を五感に働きかける中で、楽しんでいただける様に、支援させていただきます。

◆りんてらす施設各室及び設備運用◆

①自由なお部屋

パニックになった方や一人になりたい方などにクールダウンしていただけるお部屋として利用していただく目的です。どなたでもくつろいでいただけたらと思っています。職員の休憩としても利用させていただく場合もあります。

②機械浴室

まず脱衣室は、身体に障害のある方で、更衣の際にベッドが必要な方がみえます。そのため、ベッドを設置しています。介護者が腰を痛めないよう、電動ベッドを設置しています。

右側には汚物流しを設置しています。ここはリネン室とつながっています。

浴室ですが、現時点では一機のみ設置しています。もう一機はご利用者様のニーズに合わせた浴槽を設置する予定で、寝台浴設備を令和2年度に導入します。

この機械浴は、ユニバスといい、障害がある方もない方も入浴していただける個浴タイプのお風呂です。特色は、片麻痺の方において、健側から入浴しやすいよう、入浴する向きが変えられるところです。

また、寒い時期には大型パネルヒーターで温かく入浴していただけるよう設置しました。

③リネン室

洗濯機が2台設置してあります。奥は5帖の物置があります。

④多目的トイレ

手すりは、両サイドと、背中をもたれさせる部分。また、座位が不安定な方や前かがみになりたい方のための前方の手すりがあります。

ナースコールは PHS と連動しており、音声で連絡が取れるようになっています。

また、室名ラベルは、皆様に見ていただきやすい様、目線がやや下になっています。

⑤トイレ

こちらは一般的なトイレで、2つ設置してあります。(男性トイレも同じなので省略)

⑥多目的室

こちらは室名ラベルのとおり、談笑していただいたりテレビを見たり食事をしていただく部屋です。内容はごらんのとおりです。こちらの椅子は、車いすの方でも、座位が保てる方は、椅子に座って食事を召し上がっていただくため、手すりが取れるものになっています。

また、手洗いは、それぞれの背の高さに応じて昇降ができるものを設置致しました。

⑦静養室

基本的に体調不良の方は、利用を控えていただきますが、利用途中で気分が悪くなった方や、少し横になって休みたい方、また、排せつの際にベッドが必要な方へ使用します。

⑧スヌーズレンルーム

スヌーズレンは、感覚を楽しむお部屋です。光や暗闇、匂いや、音楽を個々に好きなように楽しんでいただきたく、設置いたしました。スヌーズレンとは、1970年代にオランダで始まり、スヌッフレン（クンクン匂いを嗅ぐ）とドゥースレン（うとうと居眠りをする）からなる造語です。5感以外にも、固有受容覚や前庭覚の刺激にもなります。スヌーズレンは一人ではなく、支援者と一緒に入室して楽しむところから、人と人とのふれあいや共感を感じていただくことも一つの目的でもあります。創始者は、レジャーとしての活用がスヌーズレンであり、結果を持たずにただ楽しむことを目的としています。

⑨事務所 トイレや浴室の緊急時も含めたナースコールで、職員が持つPHS端末機および事務所の電話機につながり、双方向に話が出来ます。

⑩相談室

相談支援センターりんくるの機能を平成30年5月に移転。

- ◆以上が「りんてらす」の施設各室及び設備の機能運用です。令和3年度も利用者の安心安全を最重点事項としつつ稼働率アップの拡大運営を目指す方針です。

令和3年度 共同生活援助事業所（グループホーム）りんくす整備・運営計画

1 施設概要（施設種別・定員等）

- ① 施設名 : りんくす
- ② 整備地（市町名） : 松阪市
- ③ 設置主体（予定） : 社会福祉法人 三央会
- ④ 施設種別 : 共同生活援助事業所（障がい者グループホーム）
- ⑤ 整備区分 : 創設
- ⑥ 整備定員 : 8名（身体障がい・知的障がい）
- ⑦ その他

2 施設整備用地（所在地、面積、地目及び地権者）

- ア 所在地 : 松阪市小片野町字浦出166番地
- イ 面積 : 773.10㎡
- ウ 地目 : 宅地
- エ 地権者 : 社会福祉法人 三央会

3 整備施設（建物面積等）

- ア 所在地 : 松阪市小方野町字浦出166番（登記家屋番号）
- イ 建築面積 : 338.28㎡
- ウ 床面積 : 321.65㎡

4 整備・運営方針

- ◇早期の満室（現在8室中6室利用中）により経営の安定を図る。
- ◇知的及び身体に重度の障がいがある方々に、地域で穏やかに楽しく暮らしていただけの住空間・支援を提供する施設づくり。
- ◇新型コロナウイルス感染防止対策等、安全で安心して暮らせる生活の支援。

